

## 速記録

### 第2回土器川関係市町長の意見を聴く会

日時 平成23年2月10日(木)

午前 9時59分 開会

午前10時56分 閉会

場所 丸亀市民会館 2階中ホール

〔午前 9時59分 開会〕

## 1. 開会

司会

お待たせいたしました。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより第2回土器川関係市町長の意見を聴く会を開催させていただきます。

私は本日の司会進行を務めます国土交通省香川河川国道事務所事務担当副所長の斎藤でございます。よろしくお願いいたします。

傍聴の皆様へお願いを申し上げます。お手元の配付資料の傍聴に当たってのお願いをごらんください。傍聴者の方々は、本会議におきましては発言はできません。皆様方のご意見につきましては、今後開催を予定しております第3回土器川流域住民の意見を聴く会においてご意見を伺いますので、その際に発言をお願いいたします。

なお、会議中は携帯電話をマナーモードに設定していただくか、電源をお切りください。円滑な議事進行のため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。初めに、開会に当たりまして国土交通省香川河川国道事務所長の中山よりごあいさつを申し上げます。

## 2. 香川河川国道事務所長挨拶

事務局

事務所長の中山でございます。本日もお忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

本日は第2回目の会議でございますが、12月に行いました第1回の会議では、土器川の現状における課題と課題に対する対策の比較検討について説明させていただきまして、ご意見をいただきました。それから、学識者の皆様、住民の皆様にも同じようにご説明申し上げましてご意見をいただきましたし、さらにインターネットを活用してパブリックコメントも実施してございます。こういったさまざまな方々からいただいたご意見というのは後ほどご紹介させていただきますけれども、120件余りに上ってございます。このいただいたご意見も参考にしまして、本日お手元にお配りしてございます整備計画案の【素案】（案）を取りまとめました。本日は、この【素案】（案）について皆様からご意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 市町長紹介

司会

それでは、本日ご出席の市町長の皆様ですが、時間も限られておりますので、司会のほうでご紹介させていただきます。

丸亀市から新井哲二市長でございます。

丸亀市長（新井哲二）

よろしく申し上げます。

司会

坂出市の綾宏市長です。

坂出市長（綾 宏）

おはようございます。

司会

善通寺市の平岡政典市長です。

善通寺市長（平岡政典）

よろしく申し上げます。

司会

宇多津町は町長所用のためご欠席で、代理として中尾佳史副町長です。

宇多津町長代理（中尾佳史）

どうぞよろしく願いいたします。

司会

琴平町の小野正人町長です。

琴平町長（小野正人）

どうぞよろしく願います。

司会

まんのう町の栗田隆義町長です。

まんのう町長（栗田隆義）

よろしく願いいたします。

司会

それでは、早速議事に入らせていただきます。本日の議事であります記事次第の4、5、6について事務局から説明を行い、最後に質疑応答を行いたいと思います。

それでは、事務局から土器川水系河川整備計画策定についてから説明をお願いいたします。

4．土器川水系河川整備計画策定の進め方について

5．土器川水系河川河川整備計画に係る意見について

6．土器川水系河川河川整備計画【素案】（案）について

事務局

事務局の香川河川国道事務所の副所長しております高井でございます。本日はよろしくお祈いします。座って説明させていただきます。

最初に「河川整備計画策定の進め方」でございます。土器川水系においては、平成19年8月に土器川水系河川整備基本方針が策定され、これを受けて土器川の河川整備計画に関し学識経験者、流域住民、関係市町長などさまざまな方からのご意見をいただきながら、土器川水系河川整備計画の検討を進めております。

「計画段階評価について」でございます。代替案の比較、評価に当たりまして、第三者委員会や都道府県あるいは政令市等の意見をお聞きして対応方針を決定する新たな事業評価の仕組みを、この土器川の河川整備計画の策定において試行しました。

意見を聴く会の開催の経緯、その後に本会議の趣旨、目的を説明します。

これまでに土器川の河川整備計画に関する計画段階での検討内容について、多くの皆様からのご意見をいただくため、昨年の11月から12月までに土器川流域学識者会議、土器川流域住民の意見を聴く会、土器川関係市町長の意見を聴く会を合わせて4回開催しました。

また、これらの会議に参加できない住民の方々のご意見をいただくために、昨年の12月6日から12月31日にかけて、パブリックコメントも行いました。

本日は、これまでにいただいたさまざまなご意見を参考に、今後30年間程度の具体的な河川整備の内容をお示しする土器川水系河川整備計画【素案】（案）を提示し、ご意見をいただきたいと考えております。

次に、これまで各会議やパブリックコメントより河川整備計画に関する多くの意見をいただきました。学識者会議では66件、住民の意見を聴く会では18件、市町長の意見を聴く会では7件、またパブリックコメントでは33件の合計124件もの意見が寄せられました。

これらを4つのテーマに分類しまして、それぞれ各テーマごとに基本的な対応方針を示しております。このうち河川整備計画に関する意見につきましては、河川整備計画【素案】（案）で参考にさせていただいております。

次に、意見の要旨でございます。河川整備計画に係る意見につきまして、「河川整備計画全般」、「治水に関する事項」、「環境に関する事項」、「管理に関する事項」、「利水に関する事項」の各事項に分けて意見要旨を整理しております。

次に、土器川水系河川整備計画【素案】（案）でございます。

ここにお示ししますように、目次（案）は、「1．土器川の概要」、「2．土器川の現状と課題」、「3．河川整備計画の目標に関する事項」、「4．河川整備の実施に関する事項」、「5．今後に向けて」といったこういう大きな5項目で構成しております。

共通事項に関するご意見がございまして、「治水・利水・環境・防災は相互関係しているので、目次に利水・防災が見えやすくなるとバランスがよい計画となると思う」といった意見がございまして、これにつきましては、目次の中でさらに小さい小項目に分けて、具体的な項目で構成をしております。

続きまして、河川整備計画【素案】（案）の説明の流れでございます。

まず、土器川の「概要」についての説明をしまして、続きまして「河川整備の基本理念、対象区間、対象期間」について説明します。続きまして、「治水・利水・河川環境に関する現状と課題、目標、実施内容」についてご説明します。最後に、「今後に向けて」という流れで順に説明していきます。説明の中で意見を反映した事項につきましては、意見の番号と反映方針もご説明したい思います。

続きまして、資料の24ページからでございます。「河川整備の基本理念、整備計画の対象区間・対象期間」でございます。

まず、「河川整備の基本理念」でございます。土器川の現状、特徴及び課題等を踏まえまして、以下の3つを基本理念としまして関係機関や地域住民との情報共有、連携の強化を図りつつ、治水・環境・利用促進に係る施策を効果的かつ総合的に実施します。

まず1点目の「安全で安心できる川づくり」、2点目で「流域と一体となった土器川の河川環境の保全」、3点目が「人々が憩い・楽しみ・学べる川づくり」、こういう大きな3つの基本理念で構成しております。

続きまして、「整備計画の対象区間」でございます。対象区間につきましては、土器川水系の国管理区間、河口から上流18.85km間でございます。

続きまして、「整備計画の対象期間」でございます。おおむね30年としております。本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題、河道状況等に基づき策定するものであり、今後の洪水の発生状況、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術

的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとしします。

共通事項や治水、または環境に関する意見としまして、「超過洪水の発生や大規模地震等に対して、整備計画の見直しの考え方は？」という意見がございました。これにつきましては、本整備計画は、現時点の課題や河道状況に基づく計画であり、今後の状況に応じて必要な計画の見直しを行うものとしております。

続きまして「治水」でございます。

まず、「洪水の概要」でございます。大正元年9月洪水は、土器川の各所で堤防決壊の記録が残るなど既往最大規模の洪水と推定されております。また、戦後に入りまして平成16年10月洪水は戦後最大規模の約 $1100\text{m}^3/\text{s}$ を記録し、上流の堀込河道部で溢水氾濫が発生し、近隣住民が自主避難をしております。

次に、「治水事業の沿革」でございます。土器川水系における本格的な治水事業は、昭和25年から香川県による中小河川改修事業の着手、その後、昭和44年に工事実施基本計画を策定し直轄改修事業に着手しております。平成2年に工事実施基本計画を改定しまして、平成19年8月に土器川水系河川整備基本方針を策定しております。

次に、「洪水対策」でございます。洪水対策の項目は、ここに示します4点ございます。それぞれ各項目ごとに現状と課題、目標、実施の内容について説明をいたします。

まず1点目、「洪水を安全に流下させるための対応」でございます。現状と課題としまして、下流部は相対的に治水安全度が低くなっております。また、下流部の堤防は必要な断面が不足しております。大川頭首工については洪水流下の阻害となっております。直轄管理区間上流端の堀込河道部につきましては、溢水氾濫が近年も発生して流下断面が不足をしております。

続きまして、目標でございます。河川整備計画の目標としまして、戦後最大流量を記録した平成16年10月の台風23号と同規模の洪水を安全に流下させるとともに、上下流の治水安全度のバランスを確保しつつ、基準地点菟川橋より下流において $1250\text{m}^3/\text{s}$ の洪水を安全に流下させることを目標とします。

共通事項に関する意見でございます。「基本方針対策に向けて、事業の手戻りなく、経済的に効率よく行う必要がある」といった意見がございました。これにつきましては、事業評価の中で複数の治水対策案からコストを含めた評価を行い、事業の手戻りのない経済的・効果的な対策案を選定しております。

次に、治水に関する意見で、「突発的な超過洪水や地震等を踏まえると、この整備計画

の目標流量では小さいのではないか？」といった意見がございます。これにつきましては、突発的な集中豪雨が頻発する現状を踏まえた高い目標の早期達成は実現性の面で困難なため、整備計画期間における超過洪水に対しては、地域との連携の上で防災、減災の取り組みで対応することとしております。

同じく治水に関する意見でございます。「下流部の「右岸引堤＋河床掘削案」に賛成するとともに、早期の対策をお願いする」という意見がございます。これにつきましては、本整備計画の策定後、事業の実施に当たっては、市との連携を図り早期の事業効果発現に努めます。

同じく治水に関する意見で、「堀込河道部の「右岸拡幅案」に賛成するとともに、早期の対策をお願いする」という意見がございます。これにつきましても同じく、本整備計画策定後、事業の実施に当たっては、町との連携を図り上下流バランスに配慮しつつ、早期の事業着手に努めます。

続きまして、整備の内容でございます。

まず、下流部です。飯野箇所につきましては、右岸堤防の引き堤及び河道掘削を実施し、上下流の治水安全度のバランスを図ります。同じく飯野箇所、土器箇所の堤防は、堤防断面の拡幅を実施します。

次に、大川頭首工の改築でございます。施設管理者に是正の指導・調整を行い、流下断面の不足を解消します。長尾箇所の堤防は堤防断面の拡幅を実施します。

治水に関する意見でございます。「大川頭首工改築に関して、県との調整計画や代替案検討経緯の必要性を整備計画に盛り込めないか」といった意見ございました。これにつきましては、治水面での「現状と課題」の明記より是正の必要性を示し、香川県に是正の指導を行い、計画の透明性の確保に努めます。

続きまして上流部、堀込河道部でございます。炭所東箇所は洪水流下断面が不足しているため、河道掘削を実施します。

洪水対策の2点目でございます。

「局所的な深掘れ・河岸浸食への対応」につきまして、現状と課題として土器川は洪水規模の大小を問わず、河岸浸食や深掘れが全川の頻発する河道特性をしております。蓬萊橋の左岸側の堤防堤脚部では、慢性的な深掘れが進行している状況でございます。野津床止の下流区間は河床低下が進行し、橋脚周辺の洗掘被災が発生しております。

こういった課題を踏まえまして、今後も引き続き局所的な深掘れ、河岸浸食への対応を

図る必要があります。

次に目標でございます。本整備計画では水衝部の洗掘の進行など、慢性的に河床低下している区間について対策を実施します。

次、整備の内容でございます。土器箇所については、深掘れ発生要因を右岸堤防の引き堤及び低水路拡幅により緩和をさせるとともに、水衝部の根固め等による深掘れ防止対策を実施します。長尾箇所は河床安定化対策を実施します。

次に、治水対策の3点目で、「安全性が不足する堤防への対応」についてです。

現状と課題でございます。土器川の堤体の盛り土材料は一般的に透水性が高く、洪水時に漏水やパイピング発生の要因となることがあります。

目標でございます。堤防補強等の対策を必要に応じて実施し、堤防の決壊に伴う甚大な浸水被害を防止します。

次、整備の実施の内容でございます。堤防の浸透に対する安全性の点検結果を踏まえ、被災の発生状況を注視しつつ、優先順位をつけて対策を実施します。

次に、治水対策の4点目、「大規模地震への対応」でございます。

現状と課題です。土器川流域は東南海・南海地震の防災対策推進地域に含まれております。地震動に対する河川管理施設の安全性の点検を実施し、地震後の津波や洪水による浸水被害の発生が想定されるものについては、対策を図る必要があります。

目標でございます。甚大な被害が予想される河川構造物については、必要な対策を実施します。

実施の内容でございます。最大級の強さを持つ地震動の想定に加え、ある程度の損傷を許容することも考慮しつつ、河川構造物への影響を検討します。甚大な被害が予想される河川構造物から順次点検を行い、必要な対策を実施します。

共通事項に関する意見としまして、「超過洪水や大規模地震に対して整備計画の見直しの考え方は？」という意見がございます。これにつきましては、想定される最大級の地震動に対する検討を行い、必要に応じて対処します。

次に、「維持管理」でございます。

維持管理の項目につきましては、ここに示します以下のとおりでございます。各項目につきまして現状と課題、実施内容についてご説明をします。

まず、「治水の維持管理」でございます。河川管理施設等を良好な状態に保ち、本来の機能が発揮されるよう適切に実施します。土器川維持管理計画（案）・土器川維持管理実



施計画（案）を作成し、調査・点検を実施します。また、その点検結果を評価し、サイクル型維持管理を継続しています。地球温暖化に伴う機構変化等について激化する水害等への対応として、被害の最小化を目的とする適応策について必要に応じて実施します。

共通事項に関する意見としまして、「地球温暖化に伴う気候変化を踏まえ、ゲリラ豪雨や将来の降雨予測等を収集した検討や計画の見直しはあるのか？」といった意見がございます。これにつきましては、現在地球温暖化に伴う気候変化による豪雨等に関する検討が全国的に進められており、今後、その結果を踏まえ必要に応じて対応していきます。

次、「河道の維持管理」でございます。

現状と課題としまして、河道内樹木の伐開による樹木管理、適切な河道の掘削・整正管理が河道の維持管理上重要となります。氾濫被害の防止のため、現存する霞堤の適切な維持、保全が必要です。

次に、実施内容でございます。

まず、「河道」につきましては、適切な土砂管理や護岸、根固め等の補修を行います。河床変化の継続的なモニタリングを行い、具体的な管理に向けた検討を行います。現存する霞堤の適切な維持、保全に努めます。

管理に関する意見で、「流域全体での土砂移動に関するデータの継続した調査が必要である」というような意見がございます。これにつきましては、河川の維持管理において適正な土砂管理を行います。適正な管理のため、河床変化の継続したモニタリングとともに、具体的な管理に向けた検討を行います。

環境に関する意見で、「河床掘削により平常時に水が流れ、流下断面が大きくなるのでよくなる」という意見がございます。これにつきましては、測量等の定期的なモニタリングにより河道状況を把握し、河道の維持管理に努めます。

次、「河道内の樹木」についてでございます。定期的なモニタリングを行い、必要に応じて樹木伐開を行います。伐開した樹木はリサイクル方法について検討し、資源の有効活用を図ります。

次に、「河川管理施設の維持管理」でございます。

現状と課題です。堤防護岸については、河川巡視等を日常的に実施し、必要に応じて適切な補修を実施しています。施設につきましては、施設点検を継続的に実施し、必要に応じて適切な補修等を実施しています。

実施内容でございます。平常時や洪水後の巡視・点検により、必要に応じて適切な補修

を実施します。

なお、堤防の変形等の変状の早期発見のため、定期的に堤防除草を実施します。

施設の維持管理のため、点検等を行い、必要に応じて適切な対策等を実施します。施設の操作環境の改善や遠隔あるいは自動操作等への転換を図り、より確実な操作に努めます。

次に、「不法占用、不法行為等の防止と許可工作物の維持管理」でございます。

現状と課題でございます。土器川の河川区域における土地の占用等は約300件、工作物の新築・更新等の許可は年間約40件でございます。洪水流下の支障、河川利用者及び水防活動等の支障となるおそれがあり、今後とも許認可事務を適正に行うとともに、河川巡視等による監視を実施していく必要があります。

実施内容でございます。許認可事務については、河川法等に基づき適正な処理を行います。河川愛護モニター等との情報交換や警察等の関係機関との連携を図り、不法占用及び不法行為の是正・防止に向けた対応を行います。「河川管理施設等構造令」に適合していない既存の許可工作物については、施設管理者への指導を行い適切に対策を行います。

次、「河川美化」でございます。

現状と課題です。一般ごみ等の不法投棄は後を絶たず、処理コストの増大につながっており、地域住民や関係機関との連携を図るとともに、河川巡視等によりきめ細やかな管理を続けていく必要があります。

実施内容でございます。地域住民及び関係機関との連携協働により、さらなる河川美化に努めます。また、河川巡視の強化や関係機関との連携より、不法投棄されたごみ、土砂等の撤去・指導等の適切な対策を実施します。

管理に関する意見がございます。「ごみ等の不法投棄の問題があり、行政と地域住民の意見交換の場や住民参加による河川清掃や河川愛護活動の回数をふやしてほしい」といった意見がございます。これにつきましては、土器川では現在、河川愛護モニターや地域の団体等による不法投棄の監視や河川清掃活動など、地域と連携した住民参加型の河川管理を推進しています。今後とも河川管理の強化や河川愛護の普及啓発に努め、地域の意見を踏まえながら、地域と一体となった河川管理を推進していきます。

続きまして、「危機管理」でございます。危機管理につきましては、以下に示す からの10項目でございますので、各項目ごとに現状と課題、実施内容についてご説明をします。

まず、「危機管理」の現状と課題でございます。計画規模以上の洪水、超過洪水が発生する可能性があり、さらに今後地球温暖化に伴う気候変化による洪水、高潮等の水害リス

クの増大が見込まれます。超過洪水が発生した場合でも壊滅的な被害を回避するとともに、被害を最小限に抑えるための減災対策の実施に努めていく必要があります。

実施内容でございます。

「 河川情報の収集・提供 」でございます。報道機関等を通じた地域住民等への情報提供に努めます。関係機関と連携・調整し、情報の内容や発信方法の改善と拡充に努めます。

「 洪水ハザードマップの活用支援 」です。各市町の洪水ハザードマップを活用した避難訓練、避難計画検討などの取り組みについて必要な支援、協力を行います。

治水に関する意見で、「想定される浸水被害状況を示すことで、治水対策の必要性や優先性がわかりやすい。災害に対する防災意識が低い」といった意見がございます。これにつきましては、洪水ハザードマップを周知し、防災教育等とともに防災情報の発信、防災意識のさらなる啓発に努めます。

「 水防団等との連携 」でございます。連絡体制等の確認、出水期前の重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等による水防体制の充実を図ります。

「 水害防止体制の構築 」です。防災体制や連絡体制の一層の強化を図るとともに、河川情報等さまざまな情報の共有体制の確立に努めます。

「 地震及び洪水への対応 」です。河川巡視等により堤防等の被災状況を把握し、迅速かつ的確な対応を行うとともに、各市町からの出動要請があれば、災害対策用機械の派遣等を行います。

「 水質事故への対応 」です。水質事故に対しては、迅速な流出拡散防止対策を実施するため、資機材の整備、連絡体制の強化、水質事故対応訓練等により体制の充実を図ります。水質事故防止・予防に向けた住民意識の向上の取り組みを推進します。

「 河川防災ステーション等の活用 」です。垂水河川防災ステーションや丸亀市水防センターの活用を図っていきます。

「 緊急復旧資材の確保 」です。垂水河川防災ステーションや堤防側帯等を活用し、水防活動の実施に必要な水防資機材の備蓄を今後とも計画的に設備します。

「 防災教育への支援 」です。地域住民や学校、企業等が洪水時に自主的かつ適切な行動がとれるよう、避難訓練や防災マップの作成等の防災教育への必要な支援、協力を行います。

「 防災関連施設の整備 」です。側帯の整備でございます。一連区間の堤防状況を踏ま

え、必要に応じて整備します。光ファイバー網等の整備。河川情報を迅速かつ効果的に収集するために整備します。さらに、双方向の情報共有化を図るため、関係自治体に接続する光ファイバー網を整備します。

共通事項及び治水に関する意見で、「整備期間中における超過洪水を想定し、整備の優先順位にソフト対策を含めて考えていく必要がある」といった意見がございます。これにつきましては、現在も地域と連携した防災、減災への取り組みや体制強化を図っており、本整備計画には「危機管理体制の整備」として具体的な項目を明記し、さらなる体制強化を推進していくこととしております。また、新たなソフト対策の整備に当たっては、関係機関との調整等が必要であり、検討経緯の透明性確保に努めます。

「災害復旧」でございます。実施内容、増水等による河川管理施設が損壊した場合には速やかに復旧します。特に大規模災害が発生した場合は、備蓄資材を使用し、緊急的な対策を行います。また、専門知識を有する「四国地方防災エキスパート」の協力を得ます。

次に、「利水」でございます。利水に関する項目は3つの項目がございます。各項目ごとに現状と課題、目標、実施内容について説明をします。

まず、「水利用」でございます。

現状と課題につきまして、土器川本川の水利権は農業用水77件、水道用水7件がございます。複雑な水利用、慣行水利の実態を踏まえまして、適切な水利用に向けた関係機関との調整が必要であります。

目標でございます。河川整備基本方針では、瀬切れの発生や独特な取水形態による定量的な取水となっていないことなどから、現状では正常流量の設定が困難となっております。

河川整備計画での対応としまして、流水が伏流している河川の特性和動植物の生息・生育・繁殖に必要な流量との関係を把握するとともに、関係機関と連携し水利用の実態の調査、把握に努めます。

共通に関する意見で、「河川整備基本方針に対して、河川整備計画はより具体化する計画づくりしなければならない」というような意見がございます。これにつきましては、正常流量の設定が困難なため、今後、水利用実態等の調査、把握に努めます。

次に「流況」でございます。

現状と課題です。平常時、河川水が伏流する区間が多く、下流部では日常的に瀬切れが発生しています。常包橋地点の平均湯水流量は $0.16\text{m}^3/\text{s}$ と四国の一級河川では最小となっております。

目標でございます。 渇水時の被害を最小限に抑えるため、関係機関等と連携して水利用に関する調整を図ります。

実施内容でございます。

まず、「(1)適切な流水管理」でございます。河川の水量、水質等を把握し、適切な流水管理に努めます。関係機関と連携を図りながら、現状の複雑な水利用実態の調査、把握に努めます。

「(2)渇水への対応」です。関係機関と水利用者等との流況等の情報を共有し、節水等の啓発に努めるなど、流域全体での取り組みに努めます。

次は、「水質」でございます。

現状と課題です。土器川全域が河川A類型指定でございます。

目標でございます。水質の改善としまして、全川における環境基準の達成を目指します。

次に、実施内容でございます。定期的な観測により、水質等の状況を監視します。また、良好な水質を維持するため、「土器川水系水質汚濁防止連絡協議会」等を通じて関係機関や地域住民等と一体となった取り組みを行います。

次に、「河川環境」でございます。河川環境に関する項目は以下のとおりでございます。各項目ごとに現状と課題、目標、実施内容についてご説明します。

まず、「動植物の生息・生育・繁殖状況」でございます。

現状と課題です。まず上流域でございます。深い侵食谷が形成され山地渓谷の景観を呈しております。ヤマセミ・ムカシトンボなどの重要種が確認されております。

中流域でございます。川幅の狭い堀込河道で常時水域が維持され、河岸の河畔林と一体となった良好な河川環境が形成されております。アカザ・ニホンアカガエルなどの重要種が確認されております。現状の河川環境の保全に向けた取り組みが必要でございます。

次に、下流域です。瀬切れが発生し、レキ川原が広がり水生生物には非常に厳しい生息環境です。ミゾコウジュ・アブラゴケなどの重要種が確認されております。レキ河原及び瀬切れ区間に点在する貴重な水辺空間の保全に向けた取り組みが必要です。

下流汽水域です。河口には干潟が広がり、砂洲にはヨシ原が出現しております。ヨシ原周辺の移行帯は生物の貴重な生息・生育・繁殖環境となっており、ハクセンシオマネキ、ミサゴ、ハマサジなどの重要種が確認されております。干潟、ヨシ原の保全に向けた取り組みが必要でございます。

次に目標でございます。中流域です。水際・生育環境の保全と治水に影響の範囲で河畔

林の保全に努めます。

下流域です。溜まり及びレキ河原の保全に努めます。また、「水路ネットワーク」との連続性や魚類の生息環境の把握に努めます。

下流汽水域です。干潟、ヨシ原を治水と調和を図りつつ保全に努めます。

共通事項に関する意見で、「河川整備基本方針に対して、河川整備計画はより具体化する計画づくりをしなければならない」といった意見がございます。これにつきましては、土器川の河川環境の特徴を踏まえ、河川環境に関する具体的な項目を抽出し、現状の河川環境の保全に向けた取り組みを進めます

続きまして、実施内容でございます。

中流域です。掘削面を緩傾斜化するなど河道形状の改変による水辺環境への影響が最小限になるように配慮します。治水に影響のない範囲で河畔林の保全に努めます。

治水に関する意見で、「樹木伐採規模の表現として、河道の物理特性に応じた治水と環境のバランスに配慮した表現にしてもらいたい」といった意見がございました。これにつきましては、河道形状の改変による水辺環境への影響が最小限となるよう配慮し、治水に影響のない範囲でムクノキ・エノキ等の河畔林の保全に努めることとしています。

次、下流域でございます。

まず、「(1)水辺環境の保全」です。環境水制工の先端に形成される溜まりは、その効果を注視しつつ水辺の保全に努めます。「水路ネットワーク」の連続性の把握とともに、魚類等の水生生物の生息環境の確保と保全に努めます。

「(2)レキ河原の保全」です。増水時に自然営力による適度な河床の攪拌が得られるような対策を必要に応じて実施し、レキ河原の保全に努めます。

環境に係る意見としまして、「水路ネットワーク調査やホタルに配慮した対策をぜひ進めてほしい」といった意見がございます。これにつきましては、水生生物等の生息実態の把握に向けて「水路ネットワーク」の実態調査・把握を進め、河川のみでなく流域と一体の視点での環境保全に努めます。

下流汽水域でございます。

まず、「干潟の保全」です。適時モニタリングを実施しつつ、掘削の影響範囲を最小限とするとともに、水際から陸域までの移行帯のなだらかな連続性を保全し、汽水・海域特有の多種多様な生物が好む生息環境の保全に努めます。

次に、「ヨシ原の保全」です。適時モニタリングを実施しつつ、掘削面の緩傾斜化によ

る縦横断連続性に配慮するなどの工夫や移植等により早期の回復を図ります。

環境に関する意見で、「下流部治水対策に当たっては、ヨシ原保全等の環境面に配慮してほしい」といった意見がございます。これにつきましては、下流部の治水対策として河床掘削や湾曲部の右岸側の引き堤に伴い高水敷掘削が必要となりますが、掘削面の緩傾斜化やヨシ原の移植等を行い、また適時モニタリングを実施しながら河川環境の保全に努めます。

次に、「維持管理」でございます。継続的なモニタリングにより動植物の生息・生育・繁殖環境の変化を把握し、実施項目を見直すなど適切に対応します。実施に当たっては、関係機関や地域住民との連携、協働を図ります。

管理に関する意見で、「河川環境について改修影響を受ける箇所はすべてモニタリングすべき、対応方針に必ず『モニタリング』を入れておくほうがよい」といった意見がありました。これにつきましては、これまでも定期測量や動植物調査等の継続したモニタリングを実施しており、改修後のモニタリングも含めて今後も実施していきます。

次に、河川環境の2点目の「河川景観」でございます。

現状と課題です。まず、上流域です。三霞洞渓谷などの美しい渓谷景観がございます。

次に、中流域です。水辺と河畔林に囲まれた水と緑の豊かな河川景観が見られます。

次に、下流域でございます。沿川に開放的な田園風景が広がり、レキ河原と飯野山（讃岐富士）が一体となった河川景観が見られます。水のないレキ河原が日常的な河川景観の特徴です。

下流汽水域です。干潟が広がり砂洲にはヨシ原が繁茂し、多様な水辺環境が見られます。目標でございます。地域の文化と風土に根差した土器川らしい河川景観の保全に努めます。

実施内容でございます。

まず、中流域です。「水辺と河畔林が一体となった景観の保全」や「霞堤と河畔林景観の保全」に努めます。

下流域です。「レキ河原景観の保全」に努めます。また、「水辺景観の保全」に努めます。

下流汽水域です。「干潟・ヨシ原景観の保全」に努めます。

次に、「河川空間の利用」でございます。

まず、現状と課題です。

上流域です。三霞洞溪谷などの景勝地が近傍の温泉とともに観光資源となっております。また、豊かな自然を活用したレクリエーション等の利用が見られます。

中流域です。河川敷が開けた河川空間があり、レクリエーション等の利用が見られます。

下流域及び下流の汽水域です。公園とか運動場が多数整備され、イベントやスポーツ大会の会場として利用されております。大規模自転車道では散策やジョギングなどの利用が見られます。旧霞堤の空間には親水公園を整備しており、自然観察や環境学習の場として利用されております。

目標でございます。「土器川水系河川空間管理計画」を踏まえ、適正な河川利用が図られるよう努めます。関係機関や流域住民等と連携して人々が憩い・親しめ・学べる川づくりに努めます。

次に、実施内容でございます。

「（１）河川空間の適正な利用促進」です。さらなる河川利用の促進のため、関係機関や地域住民等と連携、調整を図りつつ、利用機能向上を目的とした整備を行います。

「（２）体験学習、環境学習の場の提供」です。土器川をフィールドとした学習の場の提供や自然体験活動、環境学習の支援を行います。

環境に関する意見としまして、「河川利用の親水について、もう少し現状分析を行い、現状とどうつながりながら親水環境が利用できていくのかの方向性が欲しい」といった意見がございます。これにつきましては、土器川全域について、現状の施設や利用状況を具体的に示すとともに、国管理区間においては河川水辺の国勢調査で河川利用実態調査を実施しており、現状の河川利用状況を記載します。

同じく環境についての意見でございます。「河川内にマラソンコースや新たな親水公園を整備してはどうか？」といった意見がございます。これにつきましては、土器川の河川敷には多くの親水施設やこれらを縦断的につなぐ大規模自転車道によるネットワークが整備されており、既存施設の活用を図っていきます。また、必要に応じて利用機能向上の整備を進めていきます。

次に、「流域と一体となった河川管理」です。

まず、「地域住民と協力した河川管理」です。河川に関するさまざまな情報を発信し、住民参加型の河川管理の推進に努めます。

管理に関する意見としまして、「ごみ等の不法投棄の問題があり、行政と地域住民との意見交換の場や住民参加による河川清掃や河川愛護活動の回数をふやしてほしい」といっ



た意見がございました。これにつきましては、土器川では現在、河川愛護モニターや地域の団体等による不法投棄の監視や河川清掃活動など、地域と連携した住民参加型の河川管理を推進しています。今後とも河川管理の強化や河川愛護の普及啓発に努め、地域の意見を踏まえながら地域と一体となった河川管理を推進していきます。

次に、「川に親しむ取り組み」として、子供たちに対する環境教育への積極的な支援を行います。水生生物調査や環境学習、自然体験学習の場の提供などを地域の方々を連携して推進します。河川愛護の精神を育てる機会の創出と充実を図ります。

環境に関する意見で、「子供たちがより川で遊ぶことができるよう親水性の向上や環境学習（親から子への伝承）の場、「生きている財産」の土器川を継承できるようにしてほしい」という意見がございました。これにつきましては、地域と連携して自然体験、環境学習等の取り組みを推進するとともに、将来を担う子供たちに地域の財産として継承できるように取り組みます。

次に、「今後に向けて」でございます。土器川流域の抱えるさまざまな問題を解決するため、地域住民、自治体、関係機関、河川管理者等が、土器川流域の情報を共有し、連携、協働して取り組んでいくことが重要です。

共通事項に関する意見で、「行政管理境界を越えて、関係機関と連携することが重要な前提であり、河川のみでなく流域単位での計画としてほしい」といった意見がございました。これにつきましては、治水・利水・環境及び防災面で地域や関係機関との連携・調整は不可欠であり、あらゆる面で素案に反映をさせていただきます。

また、教育、研究機関、行政等が連携し、科学的に十分解明されていない事項の調査研究を進めていきます。

「地域住民、関係機関との連携、協働」です。地球温暖化に伴う気候変化の影響について検討を進めます。河川と流域が一体となり、河川環境保全に向けた取り組みを進めていきます。地域住民、市民団体、学識経験者、自治体、河川管理者等がおのこの役割を認識しつつ、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努めます。

次に、「河川情報の発信と共有」でございます。治水、利水、自然環境、河川利用状況等の情報を収集、整理し、共有できる施設整備、体制づくりを進めます。防災に関する情報については、地域、自治体、河川管理者等が協力して、リアルタイムの情報収集、共有体制について調査、研究を進めます。

「河川整備の調査研究」です。局所的な深掘れなどの研究や水循環に関する研究は、

水利用実態の把握の上、今後もさらに進めます。土砂の移動や堆積と河川やその周辺の動植物の生息・生育・繁殖環境の関係などについては、科学的に十分解明されていないため、今後とも教育、研究機関、行政等が連携し、調査、研究を進めてまいります。

共通に関する事項の意見として、「地球温暖化に伴う気候変化を踏まえ、ゲリラ豪雨や将来の降雨予測等を収集した検討や計画の見直しはあるのか」という意見がございました。これにつきましては、現在地球温暖化に伴う気候変化による豪雨等に関する検討が全国的に進められており、今後、その結果を踏まえ、必要に応じて対応していきます。

環境に関する意見で、「瀬切れの発生について、取水の影響が考えられるとともに、地下の地質構造等も含めて、その原因を検討されたらどうか」といった意見がございました。これにつきましては、本整備計画においては、まず瀬切れの発生実態のモニタリングや複雑な水利用実態の調査・把握を進めていきたいと考えております。

以上が「土器川水系河川整備計画【素案】(案)」についての概要を説明させていただきました。

## 7. 質疑応答

司会

それでは、これまでの説明に対する質疑応答に入らせていただきたいと思います。市町長の皆様、ご質問ございませんでしょうか。

事務局

ちょっと私のほうから補足させていただきますと、資料 - 4 の整備計画【素案】(案)というのは、最終的にこれの「案」というのが全部消えていくようになるのですが、構成としては資料 - 4 の形になるのですが、実際に今後30年間で治水上の対策として進めていく実際の事業と河川の安全性とか、皆様に今後利用いただくこととかの心構えといったようなものも一緒に記載しておりますので、少しわかりにくい面もあるかもしれません。

ただ、基本的には第1回目の会議でご説明しましたように、今後30年間に行う事業についてはいろんな案を検討した結果、この対策案がベストですということでご理解をいただいた案をこの整備計画【素案】(案)の中に記載しているということになります。

昨日、午前中に学識者の皆様、それから同日の夜に住民の皆様のご意見を聴く会を設けました。基本的に、この30年間の整備計画【素案】(案)に関して反対という意見はございませんでした。個々にここはこうしたらどうかという意見はたくさんいただきましたけれ

ども、またそのご意見については、この(案)を取っていく段階で反映させていただきたいというふうに思っております。

丸亀市長

丸亀市でございます。今いろいろお聞きしまして、前回丸亀市がお願いしましたところが挙がっているようでございます。そういうことで市としては一安心でございますけれども、何せこの計画は30年ということでございますので、その間に大きな雨が来ないとも限りません。そういうときのために、防災関係でいろいろやっていきたいなと、このように思っております。

この5月にも土器川の防災訓練がございますけれども、また地域それぞれ、丸亀市の今回挙がっているところの地名を言いますと、土器とかそういうところ、もし堤防が切れたときには、それこそ2階の屋根の上まで水が来てしまうなという感がいたします。そういうことになったら大変でございますので、日ごろから自主防災ということでこれからもやっていきたいと思っております。そういうときに、ぜひまたひとつご協力をいただければありがたいかなと、このように思いますのでよろしく願いいたします。

## 8 . 閉会

司会

ありがとうございます。こちらこそどうぞよろしく願いいたします。

もうほかにございませんか。なければ時間が早いようですが、これで終了させていただきたいと思っております。

市町長の皆様、ご意見をいただきましてありがとうございます。本日いただきましたご意見等につきましては、十分に検討いたしまして今後の土器川水系河川整備計画にできる限り反映させたいと思っております。

本日は、傍聴の皆様方には会議の冒頭にお話しさせていただきましたとおり、皆様からのご意見につきましては、今後開催を予定しております第3回土器川流域住民の意見を聴く会においてご意見を伺います。その際にご発言をお願いいたします。奮ってご参加のほどよろしくお願い致します。

それでは、以上をもちまして第2回土器川関係市町長の意見を聴く会を閉会いたします。どうも本日はまことにありがとうございました。

〔午前10時56分 閉会〕